

綾瀬市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 蓼川一丁目地区照合表

行 為 の 場 所		綾瀬市		
地区の区分	A地区	B地区	確認事項	照合欄
建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築以外の建築物は、建築してはならない。			適
	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗等を兼ねるもの (3) 共同住宅 (4) 診療所 (5) 病院 (6) 店舗、飲食店 (7) 事務所 (8) 前各号の建築物に付属するもの	(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗等を兼ねるもの (3) 共同住宅 (4) 診療所 (5) 店舗、飲食店 (6) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (7) 前各号の建築物に付属するもの		
建築物の敷地面積の最低限度	1 130㎡		㎡	適
	2 共同住宅は、200㎡かつ1住戸あたり	40㎡	(㎡/住戸)	不適
壁面の位置の制限	建築物の外壁等の後退距離は、道路境界線から計画図に表示した位置においてそれぞれ1.0m以上又は1.5m以上		道路からの位置	適
			m	不適
建築物等の高さの最高限度	絶対高：15m	絶対高：12m	m	適
	ただし、200㎡以上の敷地に建築物を建築する場合には、その高さは15m			不適
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁の色彩は、原色を避け周囲との調和のとれた落ち着いたものとする		屋根： 外壁：	適
				不適
かき又はさくの構造の制限	道路側：生垣又は透視可能なものに内側に植栽帯を設けたもの			適
				不適
照合結果	適 不適 抵触規定 ()			
備考	適用除外・緩和規定等 有 ()			無
照合者	職 名	氏 名		

備考：太枠内のみ記入してください。

確認事項欄の記載方法：

には建築物等の用途 の欄には数値 には計画概要を記入してください